

きよかわ商店会会報

きよかわ商店会事務局

師走の候、会員の皆様には本年もコロナ禍、商店会活動にご支援・ご協力をいただき誠にありがとうございます。皆様には良いお年をお迎えくださいますようお願い申し上げます。

きよかわ商店会会長 平野瑞穂

記

1. インボイス制度について（※導入周知のきっかけとしての主な変更点について/資料）

適格請求書等保存方式（インボイス制度）への移行

出処(参照)：株式会社ミロク情報サービス (<https://www.mjs.co.jp/topics/lp/invoice/overview/>)

	令和元年（2019年）10月～ 区分記載請求書等保存方式（現行制度）	令和5年（2023年）10月～ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）
請求書等への 記載事項	①発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容（軽減税率対象はその旨） ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み金額） ⑤受領者の氏名又は名称	①発行者の氏名又は名称、 適格請求書発行事業者登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容（軽減税率対象はその旨） ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み） ⑤税率ごとの消費税額及び適用税率 ⑥受領者の氏名又は名称
仕入税額控除の 要件	・帳簿及び区分記載請求書等の保存が要件 ・免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除ができる ・3万円未満（税込み）の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除ができる	・原則、帳簿及び適格請求書等（インボイス）の保存が要件 ・免税事業者・適格請求書発行事業者登録をしていない事業者からの仕入れについては仕入税額控除ができない（経過措置あり） ・原則、3万円未満（税込み）の取引でも帳簿の記載のみならずインボイスの保存が必要

※主な変更点は次のとおりです（詳細につきましてはお調べ頂くようお願い致します）

- ①売り手：インボイスを発行するには適格請求書発事業者になる必要がある
- ②売り手：請求書の記載事項が変わる
- ③買い手：インボイスの確認・保存を行う
- ④買い手：インボイスの有無で経理処理・仕入税額控除が異なるようになる
- ⑤両方：デジタルインボイスが始まる

注意したいのが、インボイス発事業者として登録申請ができるのは、消費税の課税事業者のみである点です。免税事業者はインボイス発事業者にはなれません。免税事業者は、課税事業者を選択してインボイス発事業者登録をすることが判断することになります。なお、インボイス発事業者登録は任意です。たとえば、取引の相手が一般消費者や免税事業者、課税事業者だが簡易課税制度を選択している事業者のみの場合は、相手がインボイスを必要としないため、自社がインボイスを交付する場面がないと考えられ、登録を行わないという選択肢もあります。

2. 新年会について

令和5年の新年会は中止致します。

3. 令和4年度後期会費について

3月下旬に集金致します。（総会にて承認済）